第７期田尻町障害福祉計画
第３期田尻町障害児福祉計画

障害のある人もない人も
みんながいきいきと暮らし、支えあうまち

令和6年(2024年)3月

田　尻　町

目　次

第１章　計画の基本方向 ・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第２章　障害のある人を取り巻く状況 ・・・・・・・ 10

1　田尻町における現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

2　障害福祉サービス等の利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第３章　成果目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第４章　障害福祉サービス等の内容と見込み ・・・ 30

1　自立支援給付によるサービスの内容と見込量 ・・・・・・・・・・・・ 30

2　地域生活支援事業の内容と見込量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

3　障害児支援サービスの内容と見込量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第５章　計画の推進に向けて ・・・・・・・・・・・・ 52

1　計画の推進に関連する事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

2　計画の進行管理と推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

参 考 資 料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

第１章　計画の基本方向

１　計画の策定にあたって

（１）計画策定の趣旨

① 計画策定の目的

近年、多様性を認め合う社会をめざして様々な取組みが進められている中で、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人も障害のない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

田尻町においては、幅広い分野の障害福祉施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、障害のある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、「障害のある人もない人もみんながいきいきと暮らし、支えあうまち」を基本理念に、障害福祉施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

このたび、前計画である「第６期田尻町障害福祉計画」「第２期田尻町障害児福祉計画」の計画期間が令和５年度(2023年度)をもって終了することから、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の規定に基づき、『第７期田尻町障害福祉計画』『第３期田尻町障害児福祉計画』を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにします。

② 国や大阪府の動向

国においては、障害のある人に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると以下の通りとなります。

■障害福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）

平成30年度 (2018年度)	改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行 ・地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設 ・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設 ・重度訪問介護の訪問先の拡大 ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ・文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進 ・地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされる ギャンブル依存症対策基本法の施行 ・ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策と、本人・家族への支援の促進 バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行 ・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正 ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、その理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ・地域福祉計画が、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられる
令和元年度 (2019年度)	読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）の施行 ・障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和３年度 (2021年度)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正（令和６年度(2024年度)施行予定） ・努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化。障害者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組みの促進が

	必要 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）
令和４年度 (2022年度)	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）の施行 ・障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、６分野にわたる基本的施策を示す 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等の一括改正（令和６年(2024年)４月施行予定） ・障害者総合支援法施行後３年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組みの一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入れと軽度障害者の地域移行、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる

社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障害の重度化・重複化、8050問題を例とした障害のある人本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親亡き後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障害のある子どもに対する支援の充実、難病患者などさまざまな障害のある人への対応の強化が求められています。

大阪府においては、令和３年度(2021年度)を始期とする「第５次大阪府障がい者計画」（第６期大阪府障がい福祉計画及び第２期大阪府障がい児福祉計画を含む）が策定され、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本的理念のもとに、障害福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取組みの方向性が示されました。

（２）計画の位置づけと期間

① 計画の位置づけ

第７期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、田尻町における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

第３期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、田尻町では障害福祉計画と一体的に策定します。

計画は、国や大阪府が示す基本的な考え方や計画等の内容を十分に踏まえながら、上位計画である「田尻町総合計画」「田尻町地域福祉計画」をはじめ、本町の福祉関連計画（「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」等）、その他の計画とも整合性を図ります。

② 計画の期間

計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和６年度(2024年度)から令和８年度(2026年度)までの３年間となります。

計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

③ 計画の対象

第７期障害福祉計画における対象は、「障害者総合支援法」で規定されている次の方とします。

- 身体障害者福祉法第４条に規定する「身体障害者」18歳以上の方
- 知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障害者を含みます）
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上の方

第３期障害児福祉計画における対象は、「児童福祉法」で規定されている次の方とします。

- 身体に障害のある18歳未満の方
- 知的障害のある18歳未満の方
- 精神に障害のある18歳未満の方（発達障害児を含みます。）
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満の方

（３）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害のある人へのアンケート調査等を実施し、障害者施策への住民意識や障害のある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握するとともに、住民代表や保健福祉関係者等によって構成される「田尻町障害者施策推進協議会」において協議、検討を重ねるとともに、パブリックコメント（住民意見公募）制度に基づく意見募集を実施し、これらの結果の基に計画を策定しました。

２　計画の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された国の基本方針や大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、全体計画である『田尻町障害者計画』で掲げている基本理念、基本目標等の実現に向けて、障害福祉サービス等の提供に努めていくこととします。

なお、国の基本指針で市町村が取り組むこととして示された内容のうち、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障害者の社会参加を支える取組」、「障害者等に対する虐待の防止」、「障害を理由とする差別の解消の推進」、「利用者の安全確保に向けた取組」等については、『田尻町障害者計画』の推進を通じて取り組んでいくこととします。

（１）田尻町障害者計画の基本的な考え方

① 基本理念

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無や程度にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において障害のある人に対する差別をなくし、また、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を除くことにより、障害のある人が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができる社会をめざす必要があります。

また、障害のある人の実質的な自立と社会参加を実現するためには、障害のある人自身やその家族が、十分な情報提供と必要なサービスを利用しながら、社会との関係を構築し、自立と社会参加に向けた意識を持つことも必要です。

本計画では、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、児童福祉・高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

また、地域社会におけるつながりや、あたたかいふれあいのなかで、だれもが自分らしい生活を送ることができる共生のまちづくりをめざして、

『障害のある人もない人も
みんながいきいきと暮らし、支えあうまち』

を、本計画の推進にあたってめざすべき目標像として設定します。

② 基本目標

◆障害のある人と障害のない人が互いに尊重しあい、支えあうまち

障害のある人と障害のない人が地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、差別も偏見もなく、ともに暮らし、働き、学び、憩えるようなまちをつくります。

◆地域で安心して暮らせる生活支援の充実したまち

障害のある人を取り巻く様々な障壁を取り除くとともに、一人ひとりの障害のある人のおかれた状況、ライフステージ等に応じて必要となる生活基盤や支援の充実を図り、重い障害のある人や障害が重複している人を含めて、だれもが地域社会で安心して暮らせるようなまちをつくります。

◆障害のある人の一人ひとりが輝き、自立した生活を送れるまち

障害の種類や程度にかかわらず、障害のある人がその有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活を送れるとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるようなまちをつくります。

（２）国及び大阪府の考え方

① 国の基本指針

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法に基づく障害児福祉計画の策定に当たっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号　最終改正：令和５年こども家庭庁・厚生労働省告示第１号）」（以下「国の基本指針」という。）を示しています。

国の基本指針では、障害のある人の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、計画の実行により達成すべき「成果目標」を定め、その成果目標を達成するための「活動指標」として、障害福祉サービス等の必要量の見込みを定めることとしています。

■障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記 ・都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針の本文に追記
③福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等 ・就労選択支援の創設への対応 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
⑤発達障害者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進 ・発達障害者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
⑦障害者等に対する虐待の防止	・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保	・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障害福祉人材の確保・定着	・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	・データに基づいた、地域における障害福祉の状況の正確な把握 障害児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

また、国の基本指針に基づき大阪府も「第７期市町村障がい福祉計画及び第３期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」（以下「府の考え方」という。）を示しており、本計画は、国の基本指針及び府の考え方を踏まえた成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けた方策を定めます。

第２章　障害のある人を取り巻く状況

１　田尻町における現況

（１）人口の状況

田尻町の人口総数は、令和５年１月１日現在8,498人で減少傾向にあります。
65歳以上の高齢化率については、緩やかに上がる傾向にあります。

年齢区分別人口の動向

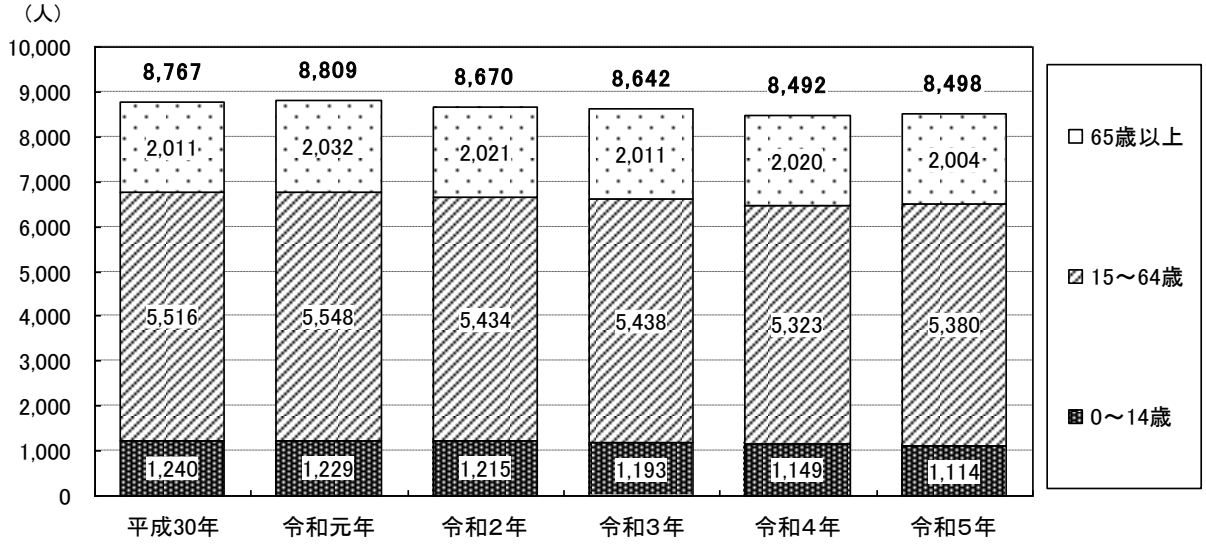

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年１月１日現在）

（２）障害のある人の状況

《身体障害のある人》

身体障害者手帳の所持者数は、令和５年(2023年)３月末現在で310人となっています。

障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.9%にとどまり、65歳以上の人が72.9%を占めるなど高齢化が進んでいます。

年齢別・障害種別身体障害者手帳所持者数(人)

	総　数	視覚障害	聴　覚・平衡機能障　害	音　声・言　語・そしゃく機能障害	肢　体不　自　由	内部障害
令和２年	338	17	48	9	183	81
令和３年	310	16	43	9	163	79
令和４年	315	19	45	7	164	80
令和５年	310	19	49	7	153	82
０～17歳	6	0	2	0	2	2
18～64歳	78	6	8	2	45	17
65歳以上	226	13	39	5	106	63

注）各年３月末現在

《知的障害のある人》

療育手帳の所持者数は、令和５年(2023年)３月末現在で72人と横ばい状況にあります。障害等級別では、重度であるＡの該当者が増加傾向にあります。年齢別では、18歳未満の人が26.3%、18歳以上の人が73.6%の割合になっています。

年齢別・等級別療育手帳所持者数(人)

	総　数	Ａ	Ｂ１	Ｂ２
令和２年	72	31	11	30
令和３年	70	30	14	26
令和４年	71	32	13	26
令和５年	72	34	12	26
０～17歳	19	7	2	10
18～64歳	48	23	9	16
65歳以上	5	4	1	0

注）各年３月末現在

《精神障害のある人》

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和５年(2023年)３月末現在で95人となっており、年々増加傾向にあります。

また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和５年(2023年)３月末現在で151人となっています。

年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

	総　数	１　級	２　級	３　級
令和２年	69	6	39	24
令和３年	80	6	49	25
令和４年	84	5	52	27
令和５年	95	5	62	28
０～17歳	0	0	0	0
18～64歳	75	2	49	24
65歳以上	20	3	13	4

注）各年３月末現在

《障害支援区分認定の実施状況》

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、下表のとおりです。認定者数は、令和５年(2023年)３月末現在65人となっています。

障害支援(程度)区分認定の状況（人）

障害種別	総　数	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
令和２年	68	0	14	14	16	9	15
令和３年	68	0	16	13	17	9	13
令和４年	64	0	13	12	18	7	14
令和５年	65	0	16	10	18	8	13
身体障害者	27	0	3	2	7	5	10
知的障害者	22	0	4	4	8	3	3
精神障害者	16	0	9	4	3	0	0

※各年３月末現在
※区分の数字が大きいほどより介護・支援を必要とする状態を意味します。

２　障害福祉サービス等の利用状況

「第６期田尻町障害福祉計画」及び「第２期田尻町障害児福祉計画」（令和３年(2021年)３月策定）で掲げた成果目標の達成状況、サービス見込量に対する利用状況については、次のとおりです。

（１）成果目標の達成状況

① 第６期障害福祉計画

目標項目		数値目標 令和５年度(末)	実　績 令和４年度(末)
施設入所者の地域生活への移行	施設入所者の削減数	１人	０人
	地域生活への移行者数 (目標年度末までの累計者数)	１人	０人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における１年以上長期入院患者数	12人以下	13人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点の整備	有	未整備
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	年１回以上	未開催
福祉施設から一般就労への移行等	年間一般就労移行者数 うち就労移行支援 　　就労継続支援Ａ型 　　就労継続支援Ｂ型	２人 ２人 ０人 ０人	１人 １人 ０人 ０人
	一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率	未設定	―
	就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所の割合	未設定	―
	就労継続支援(Ｂ型)事業所における平均工賃額	17,000円	18,550円
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済
	町内指定特定相談支援事業所への助言の機会	年１回	年１回
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	職員が各種研修へ参加できる体制の構築	構築	構築

② 第２期障害児福祉計画

目標項目		数値目標 令和５年度（末）	実　績 令和４年度（末）
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターの設置	検討中	―
	保育所等訪問支援事業の充実	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		圏域で設置済	圏域で設置済
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	協議の場の設置	設置済	設置済
	コーディネーターの配置	福祉関係 1名 医療関係 1名	福祉関係 1名 医療関係 1名

（２）障害福祉サービス等の見込量

① 自立支援給付によるサービスの利用実績（月平均）

サービス名			種別	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
				当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
訪問系サービス	居宅介護	利用者数（人/月）	身　体	13	13	13	11	12	11
			知　的	6	7	7	7	7	8
			精　神	5	9	4	9	2	9
			障害児	1	1	1	1	1	1
			合　計	25	30	25	28	22	29
		利用時間数（時間/月）	身　体	359	368	359	286	332	264
			知　的	51	42	59	31	59	41
			精　神	49	67	39	56	19	48
			障害児	25	23	25	48	25	47
			合　計	484	500	482	421	435	400
	重度訪問介護	利用者数（人/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	0	0	0	0	0	0
			合　計	0	0	0	0	0	0
		利用時間数（時間/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	0	0	0	0	0	0
			合　計	0	0	0	0	0	0
	同行援護	利用者数（人/月）	身　体	5	5	6	5	6	5
			障害児	0	0	0	0	0	0
			合　計	5	5	6	5	6	5
		利用時間数（時間/月）	身　体	197	125	237	157	237	165
			障害児	0	0	0	0	0	0
			合　計	197	125	237	157	237	165
	行動援護	利用者数（人/月）	知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	0	0	0	0	0	0
			障害児	0	0	0	0	0	0
			合　計	0	0	0	0	0	0
		利用時間数（時間/月）	知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	0	0	0	0	0	0
			障害児	0	0	0	0	0	0
			合　計	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	0	0	0	0	0	0
			合　計	0	0	0	0	0	0
		利用時間数（時間/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	0	0	0	0	0	0
			合　計	0	0	0	0	0	0

※令和５年度(2023年度)については令和５年(2023年)９月までの実績値をもとにした見込量

サービス名			種別	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
				当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
日中活動系サービス	生活介護	利用者数（人/月）	身　体	7	9	7	9	6	10
			知　的	9	13	9	12	8	12
			精　神	0	1	0	1	0	1
			合　計	16	23	16	22	14	23
		利用日数（人日分/月）	身　体	112	165	112	162	96	165
			知　的	179	261	179	260	159	266
			精　神	0	9	0	15	0	10
			合　計	291	435	291	437	255	441
	自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練	利用者数（人/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	1	1	2	0	2	0
			精　神	2	0	3	0	3	0
			合　計	3	1	5	0	5	0
		利用日数（人日分/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	23	23	46	0	46	0
			精　神	45	0	67	0	67	0
			合　計	68	23	113	0	113	0
	就労移行支援	利用者数（人/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	1	1	1	1	1	1
			精　神	3	3	3	5	3	4
			合　計	4	4	4	6	4	5
		利用日数（人日分/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	11	8	11	23	11	7
			精　神	46	37	46	62	46	53
			合　計	57	45	57	85	57	60
	就労継続支援（Ａ型）	利用者数（人/月）	身　体	1	1	1	0	1	1
			知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	1	1	1	2	1	1
			合　計	2	2	2	2	2	2
		利用日数（人日分/月）	身　体	19	1	19	0	19	20
			知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	9	13	9	21	9	20
			合　計	28	14	28	21	28	40
	就労継続支援（Ｂ型）	利用者数（人/月）	身　体	3	5	3	5	3	5
			知　的	14	12	15	13	16	13
			精　神	9	9	10	11	11	13
			合　計	26	26	28	29	30	31
		利用日数（人日分/月）	身　体	60	75	60	81	60	95
			知　的	280	251	300	260	320	248
			精　神	156	115	174	171	191	215
			合　計	496	441	534	512	571	558
	就労定着支援	利用者数（人/月）		0	0	0	0	0	1
	療養介護	利用者数（人/月）		1	1	1	1	1	1

※令和５年度（2023年度）については令和５年（2023年）９月までの実績値をもとにした見込量
※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

サービス名			種別	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
				当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
短期入所		利用者数（人/月）	身　体	4	3	5	4	5	4
			知　的	1	2	1	2	1	1
			精　神	0	0	0	0	0	0
			障害児	1	0	1	0	1	1
			合　計	6	5	7	6	7	6
		利用日数（人日分/月）	身　体	29	29	37	44	37	42
			知　的	2	10	2	26	2	3
			精　神	0	0	0	0	0	0
			障害児	1	0	1	0	1	1
			合　計	32	39	40	70	40	46
居住系サービス	自立生活援助	利用者数（人/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	0	0	0	0	0	0
			合　計	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人/月）	身　体	0	0	0	1	0	1
			知　的	5	5	6	7	6	8
			精　神	6	4	7	5	8	5
			合　計	11	9	13	13	14	14
	施設入所支援	利用者数（人/月）	身　体	2	2	2	2	2	2
			知　的	6	7	6	6	5	6
			精　神	0	0	0	0	0	0
			合　計	8	9	8	8	7	8
相談支援	計画相談支援	利用者数（人/月）	身　体	4	6	4	5	4	5
			知　的	6	7	6	6	6	6
			精　神	5	6	5	6	5	5
			障害児	0	0	0	0	0	0
			合　計	15	19	15	17	15	16
	地域移行支援	利用者数（人/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	0	0	0	0	0	0
			合　計	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	利用者数（人/月）	身　体	0	0	0	0	0	0
			知　的	0	0	0	0	0	0
			精　神	0	0	0	0	0	0
			合　計	0	0	0	0	0	0

※令和５年度(2023年度)については令和５年(2023年)９月までの実績値をもとにした見込量
※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

② 地域生活支援事業の実施状況（年間）

事業名等		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		検討	未実施	検討	未実施	検討	未実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	検討	未実施	検討	未実施	検討	未実施
成年後見制度利用支援事業(利用者数)		0人	0人	0人	0人	0人	0人
成年後見制度法人後見支援事業		検討	未実施	検討	未実施	検討	未実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	4件	16件	4件	18件	4件	6件
	要約筆記者派遣事業	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	手話通訳者設置事業	検討	未実施	検討	未実施	実施	未実施
	手話奉仕員養成研修事業	3人	0人	3人	0人	3人	0人
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	2件	0件	3件	2件	3件	0件
	自立生活支援用具	2件	3件	2件	2件	2件	1件
	在宅療養等支援用具	6件	2件	7件	4件	8件	1件
	情報・意思疎通支援用具	5件	2件	6件	3件	7件	2件
	排せつ管理支援用具	320件	265件	328件	270件	335件	146件
	居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件	0件	0件	1件
移動支援事業	利用者数	35人	32人	39人	20人	42人	34人
	利用時間数(延べ時間)	3,452時間	1,699時間	3,915時間	1,969時間	4,262時間	1,874時間
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	利用者数	12人	13人	14人	13人	15人	13人

※令和５年度(2023年度)については令和５年(2023年)９月までの実績値をもとにした見込量

③ 児童福祉法に基づく障害児支援サービスの利用実績（月平均）

サービス名		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
児童発達支援	利用者数[人/月]	22	22	23	26	24	28
	利用量[人日分/月]	170	177	177	174	185	187
医療型児童発達支援	利用者数[人/月]	0	0	0	0	0	0
	利用量[人日分/月]	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数[人/月]	23	31	25	32	27	33
	利用量[人日分/月]	220	315	240	308	260	318
保育所等訪問支援	利用回数[回/月]	16	12	19	12	21	12
居宅訪問型児童発達支援	利用回数[回/月]	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数[人/月]	4	5	5	6	5	5

※令和５年度(2023年度)については令和５年(2023年)９月までの実績値をもとにした見込量

第３章　成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者支援施設の利用者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民などの理解と協力のもとに、地域生活への円滑な移行を図るための支援のあり方を関係者とともに検討し、相談支援などの取り組みを進めます。

また、障害のある人が、地域のなかで必要な援助を受けながら共同生活を送る場となるグループホーム、特に重度の障害のある人、強度行動障害のある人など様々な人が入居できるグループホームの整備を促進するため、府や関係機関と連携しながら、運営法人などへの指導や調整、支援などに努めます。

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種団体等とともに、引き続き障害への理解促進・啓発活動を実施します。

成果目標

項　目	令和８年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
入所者数	7人	・令和４年度(2022年度)末時点の入所者数（8人）から削減数を引いた数。
地域生活への移行者数 （入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数）	1人	・国・府の考え方では令和４年度(2022年度)末の施設入所者数（8人）の６％以上。
削減数	1人	・国の基本指針では令和４年度(2022年度)末の施設入所者数（8人）の５％以上。 ・府の考え方では令和４年度(2022年度)末の施設入所者数の1.7％以上。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が暮らしやすい地域づくりを進めるため、保健・医療関係機関や自立支援協議会地域移行部会などによる関係者相互の連携強化に努めます。

精神科病院の長期入院者については、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民などの理解と協力のもとに、地域生活への円滑な移行を図るための支援のあり方を関係者とともに検討し、相談支援などの取り組みを進めます。

保健所と連携しながら、未治療・医療中断などの医療・保健分野における課題と、社会資源の活用・開発などの福祉分野における課題に取り組み、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための体制づくりを推進します。

精神障害のある人が安心して地域で生活するための環境整備や地域住民への理解促進に取り組みます。

成果目標

項　目	令和８年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
精神病床の１年以上入院患者数	14人以下 （府設定）	・国の基本指針では、令和２年度(2020年度)と比べて約3.3万人の減少をめざす。 ・府の考え方では、令和８年(2026年)６月末時点の精神病床における１年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定。市町村においては、長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。 （府からのデータ提供）

成果目標の達成に向けた活動指標

指　標	【現状】	【見込み】		
	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	1回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の年間参加者数	8人	8人	8人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	0回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の月平均利用者数	0人	0人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援の月平均利用者数	0人	0人	0人	0人

指　標	【現状】	【見込み】		
	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
精神障害者の共同生活援助（グループホーム）の月平均利用者数	5人	5人	5人	6人
精神障害者の自立生活援助の月平均利用者数	0人	0人	0人	0人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の月平均利用者数	0人	0人	0人	0人

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害の重度化や重複化、障害のある人と介護を担う家族の高齢化、親元からの自立生活や支える人がいなくなった際の生活支援に向けて、「相談」「一人暮らし、等の体験の機会及び場の提供」「緊急時の受け入れ及び対応」「専門的人材の確保等」「地域の体制づくり」の５つの機能を有する地域生活支援拠点の面的整備に向けて、泉佐野市・田尻町自立支援協議会における協議・検討を進めます。

泉佐野市・田尻町自立支援協議会を面的整備型の地域生活支援拠点として位置づけ、関係自治体、障害福祉サービス事業所等などの連携により機能の充実を図ります。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人、医療的ケアを必要とする障害のある人の状況や支援ニーズを把握するとともに、今後の支援のあり方を障害者自立支援協議会とともに検討します。

成果目標

項　目	令和８年度（2026年度）目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	１拠点（面的整備）	・国・府の考え方では、令和８年度（2026年度）末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ以上確保。
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	・国・府の考え方では、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年１回以上	・国・府の考え方では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証・検討。

項　目	令和８年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	構築	・国・府の考え方では、令和８年度(2026年度)末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

成果目標の達成に向けた活動指標

指　標	【現状】	【見込み】		
	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置箇所数	0拠点	1拠点	1拠点	1拠点
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0人	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	0回	1回	1回	1回

（４）福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業などの利用を通じて、福祉的就労の場に通う障害のある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進するとともに、就労支援関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。

ハローワークや障害者就業・生活支援センターをはじめ、相談支援事業所等とも連携を密にしながら、障害者の就労の場の拡大や工賃の向上に向け、企業等への障害者雇用に対する理解促進に努めます。

「田尻町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき調達を推進します。

令和７年(2025年)に施行予定の就労選択支援について、事業の実施内容や参入事業所の誘致、支援者の確保・育成について、自立支援協議会などにおける検討を行い、円滑な事業開始に向け準備を進めます。

成果目標

項　目	令和８年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数（全体）	2人	・国・府の考え方では、令和３年度(2021年度)実績（0人）の1.28倍以上。（府からのデータ提供）
年間一般就労移行者数（就労移行支援）	2人	・国・府の考え方では、令和３年度(2021年度)実績（0人）の1.31倍以上。

項　目	令和８年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	0人	・国・府の考え方では、令和３年度(2021年度)実績（0人）の1.29倍以上。
年間一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	0人	・国・府の考え方では、令和３年度(2021年度)実績（0人）の1.28倍以上。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	未設定	・国・府の考え方では、令和８年度(2026年度)における一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を６割
就労定着支援事業の利用者数	1人	・国・府の考え方では、令和３年度(2021年度)の1.41倍以上。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合	未設定	・国・府の考え方では、令和８年度(2026年度)における就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上。
就労継続支援（Ｂ型）事業所における平均工賃額	18,700円以上	・府独自で設定。 ・府の考え方では、府が提供する市町村単位での令和８年度(2026年度)の就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和３年度(2021年度)の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。
自立支援協議会における就労支援部会の設置	設置済	・府独自で設定。

（５）障害児支援の提供体制の整備等

本町には児童発達支援センターはありませんが、障害児通所支援事業所を町内の公共施設内に誘致することで、児童発達支援や放課後等デイサービスを障害児の身近な場所で利用できる体制整備を行っています。

障害児通所支援事業所の誘致にあたっては、本町の障害児を優先的に受け入れることや、本町の障害児施策への協力や連携を図ることのほか、地域の子どもに対する支援の一部や町事業への参加等、一定の地域支援機能も付加した形となっています。

今後は、障害児相談支援等の支援体制の充実や、児童発達支援センターに近い機能が果たせるよう、事業所とともに町の障害児支援の体制整備をめざしていきます。

泉佐野保健所及び管内の２市３町（阪南市、泉南市、熊取町、岬町、田尻町）で、医療的ケア児支援に関する協議の場を設置し、現在に至るまで運営・連携を図ってきました。引き続きこの協議の場を活用して関係機関との連携を図ります。

発達障害のある児童の家族への支援として、子どもの特性を理解し、具体的な

対応の仕方等について学ぶ、保護者を対象とした支援プログラムや同じ悩みを持つ保護者同士での懇談の場など、取り組みを実施していきます。

成果目標

項　目	令和８年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	検討	・国の指針・府の考え方では、令和８年度(2026年度)末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも１か所以上設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	・国の指針・府の考え方では、令和８年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和８年度(2026年度)末までに、障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築。
障害児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	検討	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所	・国の指針では、令和８年度(2026年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保。 ・府の考え方では、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定。府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	設置済 福祉関係 1名 医療関係 1名	・国の指針・府の考え方では、令和８年度(2026年度)末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市町村に設置。心身状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。

活動指標

指　標	【現状】	【見込み】		
	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間受講者数	6人	6人	6人	6人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間実施者数	1人	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	検討	検討	検討
ピアサポート活動への年間参加人数	0人	検討	検討	検討
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	福祉関係 1名 医療関係 1名	福祉関係 1名 医療関係 1名	福祉関係 1名 医療関係 1名	福祉関係 1名 医療関係 1名

（６）相談支援体制の充実・強化等

障害のある人やその家族、支援者の抱える様々な相談ニーズに応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、町内外の相談支援に関わる関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所などだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修などを実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。

高齢者福祉や障害福祉、子ども・子育て支援等の各分野にまたがる複雑化・複合化した課題に対応できるよう、多機関の協働による重層的支援体制を充実させます。

成果目標

項　目	令和８年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済	・国・府の考え方では、令和８年度(2026年度)末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置。
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	体制の確保	・国・府の考え方では、令和８年度(2026年度)末までに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。
地域自立支援協議会における体制の確保	体制の確保	・国・府の考え方では、令和８年度(2026年度)末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保。

成果目標の達成に向けた活動指標

指　標	【現状】	【見込み】		
	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済	設置済
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	0件	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	0件	1件	1件	1件

地域の相談機関との連携強化の取組みの年間実施回数	2回	4回	4回	4回
個別事例の支援内容の検証の年間実施回数	0回	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	2人	2人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間実施回数	1回	1回	1回	1回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間参加事業者・機関数	10社	10社	10社	10社
協議会の専門部会の設置数	3	3	3	3
協議会の専門部会の年間実施回数	7回	10回	10回	10回

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。また、大阪府や府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

成果目標

項　目	令和８年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築	・国の指針では、令和８年度(2026年度)末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施	・大阪府独自で設定。 ・府の考え方では、各市町村において、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定。
報酬の審査体制の強化等	実施	
指導権限を有する者との協力連携	実施	
適正な指導監査等	実施	

成果目標の達成に向けた活動指標

指　標		【現状】	【見込み】		
		令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加人数		1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有	有
	実施回数	0回	1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回	1回

第４章　障害福祉サービス等の内容と見込み

１　自立支援給付によるサービスの内容と見込量

（１）訪問系サービス

居宅介護等の訪問系サービスについては、障害のある人の意向やライフステージ等に応じて適切なサービスが提供できるよう、大阪府や近隣自治体と連携しながらサービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

《サービスの内容と対象者》

サービス名	主な対象者	実施内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	障害のある人（障害支援区分１以上）	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、その他の障害のある人で、常に介護を必要とする人（障害支援区分４以上）	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（障害支援区分３以上）	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分６）で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、 ・ＡＬＳ患者など、呼吸管理を行っている身体障害のある人 ・最重度の知的障害のある人 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害のある人	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

《１か月あたりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実　績		実績見込	見込量		
			令和３年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
居宅介護	利用者数［人/月］	身体障害者	13	11	11	13	13	13
		知的障害者	7	7	8	8	8	8
		精神障害者	9	9	9	9	9	10
		障害児	1	1	1	2	2	2
		合　計	30	28	29	32	32	33
	量の見込み［時間/月］	身体障害者	368	286	264	368	368	368
		知的障害者	42	31	41	64	64	64
		精神障害者	67	56	48	100	100	111
		障害児	23	48	47	96	96	96
		合　計	500	421	400	628	628	639
重度訪問介護	利用者数［人/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0
	量の見込み［時間/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数［人/月］	身体障害者	5	5	5	5	5	5
		障害児	0	0	0	0	0	0
		合　計	5	5	5	5	5	5
	量の見込み［時間/月］	身体障害者	125	157	165	187	187	187
		障害児	0	0	0	0	0	0
		合　計	125	157	165	187	187	187
行動援護	利用者数［人/月］	知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		障害児	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0
	量の見込み［時間/月］	知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		障害児	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数［人/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0
	量の見込み［時間/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0

（２）短期入所

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実を図ります。

《サービスの内容と対象者》

サービス名	主な対象者	実施内容
短期入所 （ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障害のある人	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

《１か月あたりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実　績		実績見込	見込量		
			令和３年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
短期入所	利用者数［人/月］	身体障害者	3	4	4	4	4	5
		知的障害者	2	2	1	2	2	3
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		障害児	0	0	1	0	0	0
		合　計	5	6	6	6	6	8
	量の見込み［人日分/月］	身体障害者	29	44	42	44	44	55
		知的障害者	10	26	3	26	26	39
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		障害児	0	0	1	0	0	0
		合　計	39	70	46	70	70	94

（３）日中活動系サービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、サービス提供を促進します。

《サービスの内容と対象者》

サービス名	主な対象者	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分３以上（施設入所は区分４以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分２以上（施設入所は区分３以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）

サービス名	主な対象者	実施内容
就労継続支援（Ａ型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満) ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援(Ａ型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(Ａ型)の雇用に結びつかなかった人 ③50歳に達している人または障害基礎年金１級受給者	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
就労選択支援	令和７年度(2025年度))中の施行に向け、現在も国において内容を検討中。	就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ＡＬＳ患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分６の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害のある人で、障害支援区分５以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

《１か月あたりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実　績		実績見込	見込量		
			令和３年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
生活介護	利用者数［人/月］	身体障害者	9	9	10	9	9	9
		知的障害者	13	12	12	13	13	13
		精神障害者	1	1	1	1	1	1
		合　計	23	22	23	23	23	23
	量の見込み［人日分/月］	身体障害者	165	162	165	183	183	183
		知的障害者	261	260	266	288	288	288
		精神障害者	9	15	19	19	19	19
		合　計	435	437	450	490	490	490
機能訓練	利用者数［人/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0
	量の見込み［人日分/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0
生活訓練	利用者数［人/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	1	0	0	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	1	0	0	1	1	1
	量の見込み［人日分/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	23	0	0	23	23	23
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	23	0	0	23	23	23
就労移行支援	利用者数［人/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	1	1	1	1	1	1
		精神障害者	3	5	4	5	6	7
		合　計	4	6	5	6	7	8
	量の見込み［人日分/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	8	23	7	23	23	23
		精神障害者	37	62	53	62	74	86
		合　計	45	85	60	85	97	109

サービス名	単位	対象	実　績		実績見込	見込量		
			令和 ３年度	令和 ４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
就労継続支援 Ａ型	利用者数 ［人/月］	身体障害者	1	0	1	1	1	1
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	1	2	1	2	2	2
		合　計	2	2	2	3	3	3
	量の見込み ［人日分/月］	身体障害者	1	0	20	20	20	20
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	13	21	20	26	26	26
		合　計	14	21	40	46	46	46
就労継続支援 Ｂ型	利用者数 ［人/月］	身体障害者	5	5	5	5	6	6
		知的障害者	12	13	13	13	14	14
		精神障害者	9	11	13	13	14	14
		合　計	26	29	31	31	34	34
	量の見込み ［人日分/月］	身体障害者	75	81	95	95	114	114
		知的障害者	251	260	248	271	292	292
		精神障害者	115	171	215	215	231	231
		合　計	441	512	558	581	637	637
就労定着支援	利用者数 ［人/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	1	1	1	1
		合　計	0	0	1	1	1	1
就労選択支援	利用者数 ［人/月］	合　計	－	－	－	－	0	0
療養介護	利用者数 ［人/月］	合　計	1	1	1	1	1	1

（４）居住系サービス

障害のある人の地域における生活の場を確保していくため、共同生活援助（グループホーム）の開設を促進するとともに、運営法人等への指導・助言等に努めます。

《サービスの内容と対象者》

サービス名	主な対象者	実施内容
自立生活援助	施設入所や共同生活援助を利用していた人等	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	就労、または生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする人	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の人（50歳以上の場合は区分３以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）

《１か月あたりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実　績		実績見込	見込量		
			令和３年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
自立生活援助	利用者数［人/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	利用者数［人/月］	身体障害者	0	1	1	1	1	2
		知的障害者	5	7	8	8	8	10
		精神障害者	4	5	5	5	5	6
		合　計	9	13	14	14	14	18
施設入所支援	利用者数［人/月］	身体障害者	2	2	2	2	2	2
		知的障害者	7	6	6	6	6	5
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	9	8	8	8	8	7

（５）相談支援

サービス利用対象者それぞれの障害特性に対して適切な相談支援が実施できるよう、地域包括支援センター、相談支援事業所と連携し、相談支援体制の確立、相談支援専門員の確保と資質向上に努めます。

《サービスの内容と対象者》

サービス名	主な対象者	実施内容
計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障害のある人 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障害のある人	サービス利用支援は障害のある人の心身の状況、そのおかれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直・変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設等に入所している障害のある人 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害のある人	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人	対象となる障害のある人と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

《１か月あたりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実　績		実績見込	見込量		
			令和３年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
計画相談支援	利用者数［人/月］	身体障害者	6	5	5	6	6	6
		知的障害者	7	6	6	6	6	6
		精神障害者	6	6	5	6	6	6
		障害児	0	0	0	0	0	0
		合　計	19	17	16	18	18	18
地域移行支援	利用者数［人/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数［人/月］	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合　計	0	0	0	0	0	0

２　地域生活支援事業の内容と見込量

（１）基本的な考え方

地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができますが、障害者総合支援法では、以下の必ず実施しなければならない事業を定めています。

①理解促進研修・啓発事業	**⑥意思疎通支援事業**
②自発的活動支援事業	**⑦日常生活用具給付等事業**
③相談支援事業	**⑧手話奉仕員養成研修事業**
④成年後見制度利用支援事業	**⑨移動支援事業**
⑤成年後見制度法人後見支援事業	**⑩地域活動支援センター**

地域生活支援事業は、上記の必須事業のほかにも、市町村の判断により障害のある人の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けた事業の実施が認められています。

田尻町においては、町内及び近隣自治体におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、既存事業の見直しも行いながら地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めます。

なお、地域生活支援事業の利用者負担については、自立支援給付によるサービスとの整合を図り、利用者が原則１割の費用を負担するものとしていますが、利用者の属する世帯が生活保護世帯、町民税非課税世帯の場合は全額町が給付しています。今後も利用者負担軽減の制度を継続するとともに、障害者総合支援法の趣旨、国・府の動向を注視しながら対応していきます。

（２）各事業の実施内容と事業量の見込み

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

広報たじりなど多様な広報・情報媒体を活用するとともに、講演会やイベントの開催、サービス事業所における交流事業などを実施することにより障害や障害のある人に関する情報の提供、啓発に努めます。

事業名等	事業の見込み（年間）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

障害のある人自らや家族・支援者が組織する団体・グループの育成・活性化を図ります。また、障害のある人が地域において安心して暮らせるよう、地域福祉活動や防災面での取り組みなどと連携し、住民による自発的な活動を促進します。

事業名等	事業の見込み（年間）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自発的活動支援事業	検討	検討	検討

③ 相談支援事業

障害のある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。

《障害者相談支援事業》

障害のある人を対象とする相談支援事業については、町内に民間の障害者施設等の専門機関がないことから、身体・知的・精神の各障害に応じた相談支援事業を泉佐野市・田尻町自立支援協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センターとの連携のもとに実施します。

《基幹相談支援センター》

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となる基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置や地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取り組みの実施など、相談支援機能の強化を図ります。

《住宅入居等支援事業》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

事業名等	事業の見込み（年間）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	検討	検討	検討

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障害や精神障害があり判断能力が不十分な人が、不利益を被らずに地域で安心して暮らせるように、本人に代わって成年後見人等が財産管理や福祉サービスの契約を行うもので、今後も引き続きこの制度の利用促進を図ります。

事業名等	事業の見込み（年間）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人

※実利用見込者数

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図るものです。

事業名等	事業の見込み（年間）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者等の派遣などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名等		事業の見込み（年間）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者の派遣	実利用件数	18件	18件	18件
	延利用時間	50時間	50時間	50時間
要約筆記者の派遣	実利用件数	0件	0件	0件
	延利用時間	0時間	0時間	0時間
手話通訳者設置事業		検討	検討	検討

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を給付します。

日常生活用具の内容と対象者

用具の種類	主な内容・対象者など
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある子どもが訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

事業名等		事業の見込み（年間）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	2件	2件	2件
	自立生活支援用具	2件	2件	2件
	在宅療養等支援用具	4件	4件	4件
	情報・意思疎通支援用具	3件	3件	3件
	排せつ管理支援用具	270件	270件	270件
	居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害のある人の社会参加や交流活動のための支援者として期待できる日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を講習等により養成するものです。

事業名等	事業の見込み（年間）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話奉仕員養成研修事業	3人	3人	3人

※養成講習修了見込み者数

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

サービス提供体制の充実に向けて、今後とも事業者におけるヘルパーの確保、資質の向上を図っていきます。また、サービスの利用にあたっては、事業者の中から利用者が選択できる仕組みを継続していきます。

対象者		事業の見込み（年間）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	身体障害者	1人	1人	1人
	知的障害者	20人	20人	20人
	精神障害者	8人	8人	8人
	障害児	3人	3人	3人
	合　計	32人	32人	32人
利用時間数（延べ）	身体障害者	11時間	11時間	11時間
	知的障害者	2,017時間	2,017時間	2,017時間
	精神障害者	734時間	734時間	734時間
	障害児	285時間	285時間	285時間
	合　計	3,047時間	3,047時間	3,047時間

⑩ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。

事業名等		事業の見込み（年間）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	13人	14人	15人

⑪ その他の事業

《訪問入浴サービス事業》

身体に障害があり、在宅での入浴が困難な人の居宅を訪問し、入浴車により浴槽を提供して入浴の介護を行います。

《日中一時支援事業》

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

日帰り短期入所や障害のある子どもの放課後支援事業を実施します。

《声の広報等発行事業》

視覚障害のある人等を対象に、朗読ボランティアによる読み上げなどの支援を行います。

《自動車運転免許取得・改造助成事業》

自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成します。

３　障害児支援サービスの内容と見込量

（１）障害児通所支援

障害児通所支援については、サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、近隣自治体とともに引き続き多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。

また、障害のある児童が住み慣れた地域や通い慣れた地域で活動できる場の確保に努めます。

《サービスの内容》

サービス名	実施内容
児童発達支援	障害のある児童の通所利用の支援をはじめ、地域の障害のある児童やその家族を対象とした支援などを行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、学校等に通う障害のある児童に対して、事業所の支援員が施設を訪問し、障害のない児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

《障害児通所受給者証所持者数の実績と見込み》

	単位	実　績		実績見込	見込量		
		令和３年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
障害児通所受給者証所持者	人数［人］	63	70	77	81	85	89
うち障害者手帳所持者	人数［人］	15	15	19	19	19	19

《１か月あたりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	実　績		実績見込	見込量		
		令和 ３年度	令和 ４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
児童発達支援	利用者数 ［人/月］	22	26	28	30	32	34
	量の見込み ［人日分/月］	177	174	187	250	267	283
放課後等デイサービス	利用者数 ［人/月］	31	32	33	34	35	36
	量の見込み ［人日分/月］	315	308	318	353	364	374
保育所等訪問支援	利用者数 ［人/月］	12	12	12	12	12	12
	量の見込み ［回/月］	12	12	12	12	12	12
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 ［人/月］	0	0	0	0	0	0
	量の見込み ［回/月］	0	0	0	0	0	0

（２）障害児相談支援

障害児相談支援については、計画相談支援、地域生活支援事業における障害者相談支援事業との連携、一体的な対応を図りながら、障害のある児童やその家族を切れ目なく支えることができるよう、体制の構築をめざしていきます。

《サービスの内容》

サービス名	実施内容
障害児相談支援	障害児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する障害のある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

《１か月あたりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	実　績		実績見込	見込量		
		令和３年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
障害児相談支援	利用者数［人/月］	5	6	7	7	8	9

（３）子ども・子育て支援事業計画との連携

① 障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用量

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。第２期障害児福祉計画期間における障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

《年間の利用量見込み》

サービス名	単位	実　績		実績見込	見込量		
		令和３年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	人	21	23	26	26	26	26

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進に関連する事業

大阪府の基本的な考え方「第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項」について、「田尻町障害者計画（令和３年度～８年度）」に定めている各施策の方向性を以下に示します。

① 障害者などに対する虐待の防止

障害のある人への虐待を防止し、権利を擁護するため、関係機関との連携、窓口の一層の周知、サービス事業所等に対する集団指導や研修の実施等を通じて虐待の未然防止を図るとともに、通報等に対しては被虐待者の権利擁護を最優先に、速やかに対応します。

② 意思決定支援の促進

障害のある人やその家族、支援者の抱える様々な相談ニーズに応じて、的確な相談支援が行えるよう、町内外の相談支援に関わる関係機関、障害者相談員、地域福祉活動関係者との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

とりわけサービス利用に際し、必要な情報を提供するなど、障害のある本人が自ら意思決定できるよう支援に取り組みます。

③ 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害のある人の文化芸術活動による社会参加等の促進に向けて、障害のある人が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を図るとともに、文化芸術活動に関する情報収集・発信などの支援を実施します。

また、公共施設等のバリアフリー化や視覚障害のある人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

④ 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

広報紙やパンフレット、ホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進などを通じて情報の提供に努めます。また、障害のある人が利用できる福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動などの情報を、障害のある人や家族などがわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。

障害のある人が多くの人々と円滑に意思疎通が行えるよう、手話通訳者等の派遣を行うとともに、積極的に社会参加が図れるよう、障害のある人の意思疎通能力の養成などを支援します。

⑤ 障がいを理由とする差別の解消の推進

あらゆる年代の住民が、様々な学習やふれあいの場を通じて、障害のある人に対する偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとともに、各種講座等の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援などに努めます。

⑥ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等を利用する障害のある人が安心して生活できるよう、専門従事者などの計画的養成と確保に努めるとともに、職員研修の充実、職場環境の改善を図ります。

また、障害福祉サービス事業所等において、日常的に地域住民や関係機関との緊密な関係づくりを図るとともに、防災対策や防犯対策、感染症対策など、利用者の安全確保に向けた事業所等の取り組みを促進します。

⑦ ユニバーサルデザインの推進

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり」や「ユニバーサルデザイン」に関する住民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組みます。

また、障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供していくために、行政情報のバリアフリー化を推進します。

２　計画の進行管理と推進体制

（１）計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について分析・評価を行い、「田尻町障害者施策推進協議会」及び「泉佐野市・田尻町自立支援協議会」へ年１回報告するとともに、広報紙等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く住民に周知します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い住民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

（２）計画推進体制の充実

① 庁内連携の強化

本計画の推進も含めて、障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

② 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障害者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

③ 政策・方針検討の場への障害のある人の参画促進

障害者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障害のある人の視点からより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、各種審議会や委員会などへの障害のある人の積極的な参画を図り、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

④ 専門従事者の育成・確保

大阪府や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障害者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

⑤ 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、町においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や大阪府に対し財政的措置を講じるよう要望していきます。

参　考　資　料

1　策定体制と経過

（１）策定体制

○田尻町障害者施策推進協議会

田尻町障害者施策推進協議会規則

平成25年３月29日
規則第18号

（趣旨）

第１条　この規則は、田尻町附属機関条例（平成25年田尻町条例第１号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、田尻町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　協議会は、町長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　協議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者

（２）障害者団体の代表者

（３）障害福祉サービス事業者及び関係機関の職員

（４）前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長それぞれ１名を置く。

２　会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　協議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第６条　会長が必要であると認めたときは、委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、民生部高齢障害支援課において行う。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 31 日規則第 14 号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

田尻町障害者施策推進協議会　委員名簿

分　類	所属・役職名	氏　名
識見を有する者	大阪体育大学　健康福祉学部　元教授	大谷　悟
障害者団体	田尻町身体障害者福祉会会長	嵐谷　安雄
障害者団体	田尻町障害児者を持つ親の会会長	西田　和美
事業者	田尻町地域包括支援センター　花みずき　管理者	米澤　春絵
事業者	株式会社マナ ゆず相談支援ステーション 管理者	谷口　加代子
関係機関	社会福祉法人　田尻町社会福祉協議会　事務局長	越谷　賢二
関係機関	大阪府泉佐野保健所　地域保健課　主査	杉谷　雄二
地域住民	田尻町人権協会　会長	山本　健治
地域住民	田尻町地区連合会　会長	大門　与志治
地域住民	田尻町民生委員児童委員協議会　会長	湊谷　和男

（敬称略）

（２）策定の経過

年	月 日	策 定 経 過
令５年	10月２日	第１回田尻町障害者施策推進協議会 ・令和4年度障害福祉サービス等の実績について ・第７期田尻町障害福祉計画及び第３期田尻町障害児福祉計画の策定について ・計画策定に係るアンケート調査について
	12月	「生活と福祉に関するアンケート」の実施 ・調査対象 562件、有効回答数 215件
令和６年	２月７日	第２回田尻町障害者施策推進協議会 ・計画策定に係るアンケート結果の報告について ・第７期田尻町障害福祉計画及び第３期田尻町障害児福祉計画の骨子案について
	3月13日 ～3月21日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	３月末	田尻町障害者施策推進協議会からの答申
	３月末	第７期田尻町障害福祉計画・第３期田尻町障害児福祉計画策定

2　用語の解説

あ　行	
意思疎通支援	知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員等が行う支援の行為及び仕組み。
医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的･応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為。
インクルーシブ（inclusive）	日本語では「包み込むような」「包摂的な」と訳される形容詞。それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにするため、誰も排除せず、一人一人を社会の構成員として取り込む「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）として使われることが多い。
インクルージョン（inclusion）	教育や福祉の分野等において、障害があることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。
ＳＮＳ（Social Networking Service）	人と人とのつながりの場を提供するインターネット上のサービス。代表的なものとして、Facebook（フェイスブック）、twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）、LINE（ライン）などがある。
か　行	
基幹相談支援センター	障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。
強度行動障害	他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現している状態で、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態のこと。
権利擁護	障害のある人や入院患者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障害	一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状がある。

合理的配慮	障害者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。障害者差別解消法において、国や自治体には法的義務、民間事業者には努力義務が規定されている。
さ　行	
社会資源	社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。
重症心身障害児	児童福祉法上、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態にある児童・生徒。
集団指導	福祉サービス事業者がサービス事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として講習会等を実施するもの。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分１から区分６までの６段階で認定される。障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。
身体障害者手帳	身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から１級～６級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。
自立支援協議会	障害児者、家族または介護者等が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉事業所等が参加しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障害者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。
自立支援審査支払等システム	障害者自立支援給付における障害福祉サービス等の提供にあたって、事業所が請求した情報に基づき、国保連合会が受付、点検、審査等を経て市町村へ請求し、事業所へ報酬等が支払われる仕組み。
ストマ	何らかの要因によって、肛門を切除したり、膀胱を摘出する治療を行った場合に、その代わりとなる便や尿の出口（排せつ口）をつくる必要があり、腹部にできた便や尿の出口（排せつ口）のことをストマという。便を排せつする消化管ストマと尿を排せつする尿路ストマがある。
精神障害者保健福祉手帳	障害のある本人の申請に基づき、居住地または現在地を管轄する市町村を経由して、都道府県知事より交付される。手帳の取得により福祉サービスの利用や各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害のある人のケアにも応用したもの。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
た　行	
地域共生社会	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。
地域生活支援拠点	障害の重度化、障害者本人や家族の高齢化等を見据えた、居住支援のための機能（相談、グループホーム等の体験の場、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保、地域の体制づくり）を備えた場所や体制のこと。整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型がある。
特別支援学校 （支援学校）	障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。
な　行	
内部障害	身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱または直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の総称。
は　行	
８０５０問題 （ハチマルゴーマル）	高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「８０５０問題」と呼ばれる。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
パブリックコメント （Public Comment）	行政の政策立案過程であらかじめ住民等の意見を募る制度（意見公募手続）。行政機関が条例や規則を策定または変更する場合、ホームページなどで素案を公表し、住民等から意見を募るもの。

バリアフリー （barrier free）	障害のある人などが社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語からはじまり、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の取り除くという意味で用いられるようになった。
ピアサポート （peer support）	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」）が、体験を語り合い、回復をめざす取り組み。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、さまざまな分野に広がっている。
福祉的就労	一般事業所への就労が困難な障害のある人が、福祉的な配慮のもとに授産施設や作業所などで工賃収入を得て働くこと。
ペアレントトレーニング （Parent Training）	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。
ペアレントプログラム （Parent Program）	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
ペアレントメンター （Parent Mentor）	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
ボランティア （volunteer）	個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動そのものや活動している人のこと。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）などを特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含められるようになり、より多義的なものとなっている。
や　行	
ユニバーサルデザイン （universal design）	年齢、性別や障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁（バリア）を解消することであるのに対して、対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという、バリアフリーから一歩進んだ発想。
要約筆記	聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障害のある人に伝達するもの。
ら　行	
ライフステージ （life stage）	乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな人生の段階を表す言葉。
リハビリテーション （rehabilitation）	障害のある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」をその理念とする。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどの分野がある。

療育手帳	知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として交付されるもの。

第７期田尻町障害福祉計画
第３期田尻町障害児福祉計画

令和６年(2024年)３月

《編集・発行》	**田尻町 民生部 高齢障害支援課** 〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1 電話（０７２）４６６－８８１３ FAX（０７２）４６６－８８４１ E-mail:shien@town.tajiri.osaka.jp ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ:http://www.town.tajiri.osaka.jp/